

平成22年3月1日
九州地方整備局

藤本発電所の水利使用許可申請に係る関係河川使用者への通知について

熊本県知事から平成22年2月24日付け熊企工第246号でなされた藤本発電所（荒瀬ダム）に係る河川法第23条及び第24条の申請に関して、平成22年3月1日付けで関係河川使用者である球磨川漁業協同組合に対して九州地方整備局長より河川法第38条に基づく通知を行ったのでお知らせします。

通知の概要

1 通知の年月日

平成22年3月1日（月）

2 通知の相手方

球磨川漁業協同組合

3 通知の内容（熊本県企業局提出の申請書記載抜粋）

①申請者の氏名

熊本県知事 蒲島 郁夫

②水利使用の目的

発電（藤本発電所）

③水利使用の場所

（取水口）熊本県八代市坂本町葉木3629番5地先（球磨川右岸）

（放水口）熊本県八代市坂本町葉木4582番地先（球磨川右岸）

④取水量

最大取水量 134.00 m³/s

⑤当該関係河川使用者の河川の使用に及ぼす影響及び申請書に記載されているその対策の概要

球磨川漁業協同組合に対し建設時に補償契約を締結している。

荒瀬ダム調整池上流端から藤本発電所放水路までの間には球磨川漁業協同組合に内共第6号により第5種の漁業権の設定がなされている。

本申請に当たって平成22年2月10日に同組合に同意の申し入れを行ったところであるが、2月12日に同意しない旨の回答がなされた。

⑥水利使用の期間

自 許可の日

至 平成24年3月31日

【添付資料】

河川法条文、河川法施行規則条文

問い合わせ先		
九州地方整備局河川部		
河川調査官	藤巻 浩之	(内線3513)
水政課長	戸田 隆	(内線3551)
TEL	092-471-6331	(代表)
	092-476-3522	(水政課直通)

【河川法】

(水利使用の申請があつた場合の通知)

第三十八条 河川管理者は、水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があつた場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、申請者の氏名、水利使用の目的その他国土交通省令で定める事項を第二十三条から第二十九条までの規定による許可を受けた者及び政令で定める河川に関し権利を有する者（以下「関係河川使用者」と総称する。）に通知しなければならない。ただし、当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行うことについて同意をした者については、この限りでない。

(関係河川使用者の意見の申出)

第三十九条 前条の通知があつたときは、関係河川使用者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者に対し、当該水利使用によりその者が受ける損失を明らかにして、当該水利使用について意見を申し出ることができる。

【河川法施行規則】

(関係河川使用者の意見の申出の手続)

第二十四条 法第三十九条の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出して行なうものとする。

- 一 申出人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）
 - 二 申出人の当該河川の使用に係る事業の概要
 - 三 損失の事実
 - 四 損失の補償の見積り及びその内容
 - 五 当該水利使用を行なうことについて同意をしない理由
 - 六 法第三十八条の通知を受けた年月日
 - 七 申出の年月日及び次項かつこ内に規定する場合における申出にあつては当該かつこ内の理由
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 前項の申出は、法第三十八条の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内（天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、六十日以内）にしなければならない。
- 3 第一項の申出書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における前項の期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。